

1 中央大学学位規程・教員会規則の制定（大正十年九月）

（欄外注記1）

（欄外注記2）

（欄外注記3）

大正一〇年五月二六日 案起 主任 閣	大正一〇年九月十日 案起 主任 閣
内務部長（大海原印） 学務兵事課長（石田印）（船越印）	内務部長 学務兵事課長（石田印）
進 達	下 付
中央大学 学位規程外一件制定ノ件 右第三式經由印ヲ捺シ 文部省へ進達スルモノトス	同上ニ対スル指令 大正十年九月七日 認可 右第四式經由印ヲ捺シ神田 郡区役所へ送付スルモノトス

東專一六二号

中央大学

大正十年五月二十三日附申請其学々位規程並ニ教員会規則制定ノ件認可ス

大正十年九月七日

文部大臣 中橋徳五郎

（欄外注記4）

進 達 願

別冊認可申請書主務省へ御進達被成下度此段奉願候也

大正十年五月二十三日

東京市神田区錦町二丁目二番地

中央大学学長

岡野敬次郎 閣

東京府知事 阿部 浩殿

庶取第八七三号

前書出願ニ付奥印候也

大正十年五月二十三日 東京市神田区长 山県鉄藏 閣

（制印）

認可申請書

学位令ニ依リ本学学位規程及教員会規則別紙ノ通り制定候ニ付右認可申請候也

大正十年五月二十三日

東京市神田区錦町二丁目二番地

中央大学学長 岡野敬次郎 閣

文部大臣 中橋徳五郎殿

中央大学学位規程

第一条 本学ニ於テ授与スル学位ハ左ノ三種トス

法学博士

経済学博士

商学博士

第二条 本学大学院学生ニシテ二年以上研究ニ従事シタル者ハ在学中又ハ退学後一年以内ニ其研究事項ニ付論文ヲ学長ニ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

前項ニ該当スル者ノ外学位ヲ請求スル者ハ履歷書ヲ添ヘ其請

求スル学位ノ種類ヲ指定シテ論文ヲ学長ニ提出スヘシ

第三条 論文ハ一編ニ限ル但参考トシテ他ノ論文ヲ添ヘテ提出

スルコトヲ妨ケス

審査ノ為メ必要アルトキハ学部教員会ハ学位請求者ヲシテ論

文ノ副本・訳文ヲ提出セシムルコトヲ得

第四条 第二条第二項ニ依リ学位ヲ請求スル者ハ論文ノ提出ト

共ニ審査手数料百円ヲ納付スヘシ

既納ノ審査手数料ハ之ヲ還付セス

第五条 論文ハ学長ニ於テ学部教員会ノ選定シタル三人以上ノ

委員ヲシテ之ヲ審査セシム

前項ノ審査委員ハ当該学部ノ教授又ハ講師ノ中ヨリ之ヲ選定

ス但必要アル場合ニ於テハ他学部ノ教授又ハ講師ニ之ヲ囑託

スルコトヲ得

第六条 審査委員ハ一年以内ニ審査ノ結果ヲ学長ニ報告スヘシ

但特別ノ事情アルトキハ学長ノ承認ヲ得テ審査期間ヲ延長ス

ルコトヲ得

第七条 学長審査委員ノ報告ヲ受ケタルトキハ学位ノ種類ニ応

シ当該学部ノ教員会ニ審査ノ結果ヲ付議ス

第八条 学部教員会ニ於テ学位ヲ授与スヘキモノト議決シタル

トキハ学長ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ学位ヲ授与シ学位記ヲ交

付ス

第九条 学位ヲ有スル者其榮譽ヲ汚辱スル行為アリタルトキハ

学長ハ当該学部教員会ノ決議ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ經テ学

位ノ授与ヲ取消シ学位記ヲ還付セシム

第十条 学位記ノ様式左ノ如シ

学位記	氏名
中央大学教員会ハ大正何年	
何月何日提出ニ係ル論文……………ヲ	
審査シ学位ヲ授クヘキモノト議決シタリ	
仍テ学位令ニ依リ茲ニ何学博士ノ学位ヲ	
授ク	
年月日	
中央大学学長	—
号	

中央大学教員会規則

第一条 各学部及ヒ予科ニ教員会ヲ置キ左ノ事項ヲ審議セシム

一 学科課程其他授業ニ関スル事項

二 試験ニ関スル事項

三 学則其他ノ規程ニ於テ教員会ニ付議スルコトヲ必要ト

スル事項

四 其他学長、学部長又ハ予科主任ノ諮問シタル事項

第二条 教員会ハ学長、学部長又ハ予科主任之ヲ召集ス

第三条 教員会ノ議事ハ出席教員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第四条 学位授与ノ決議ヲ為スニハ当該学部ノ教員三分ノ二以

上出席シ其三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

学位授与取消ノ決議ヲ為スニハ当該学部ノ教員三分ノ二以上

出席シ其四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第五條 前條ノ決議ヲ為スニハ無記名投票ニ依ル

(欄外注記 1)

「収受西学甲第五〇九号」「判決五月二十八日」「施行五月二十八日」

(欄外注記 2)

「施行九月十日」

(欄外注記 3)

「完結」「記入済」

(欄外注記 4)

「東京府収受・大正十年五月二十四日・西学甲第五〇九号」

〔大正十年 学事 私立学校 第一種 冊の六十 304 G<sup>8</sup> 4〕